

**岩手県流域下水道設備点検整備業務委託契約に係る  
指名競争入札参加者の指名基準の運用基準**

**(非指名理由に該当する事項)**

第1 次の各号の一に該当する者は、指名しないものとする。

(1) 指名停止等（第2第1号関係）

「指名停止期間中」とは、対象業務の指名の日において、岩手県が定める次のいずれかの規定により指名停止、入札参加制限又は書面による警告に伴う非指名の措置（以下「指名停止等」という。）の期間中であることをいう。

- ① 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日制定）
- ② 庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止措置の取扱方針について（平成7年4月27日制定）
- ③ 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）
- ④ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）
- ⑤ 物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）

(2) 不正又は不誠実な行為（第2第2号関係）

「不正又は不誠実な行為があること。」とは、次のことをいう。

- ① 岩手県流域下水道設備点検整備業務について、契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等の状態が対象業務の指名の日まで継続しており、業務委託契約の履行が不誠実であること。
- ② 暴力団員が実質的に経営を支配する業者であること。
- ③ (1)①から⑤までのいずれかの規定の措置要件に該当するが、指名停止等の措置の手続のいとまがない場合であること。

(3) 経営状況（第2第3号関係）

「経営の規模が岩手県流域下水道設備点検整備業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適当又は経営状況が著しく不健全であると認められること。」とは、次のことをいう。

- ① 対象業務の指名の日において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該指名競争入札に係る契約の履行に必要な経営規模を有していないと認められること。
- ② 対象業務の指名の日において、著しく経営状況が悪化並びに資産の信用度が低下し、手形交換所による取引停止処分、主要取引銀行からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であることをいう。

(4) 安全管理の状況（第2第4号関係）

「安全管理の状況が受注者として不適当であると認められること。」とは、安全管理の改善に関し、労働基準局等からの指導に対する改善が行われていないことをいう。

(5) 労働福祉の状況（第2第5号関係）

「労働福祉の状況が、受注者として不適当であると認められること。」とは、賃金不払い等労働福祉に関する不正行為又は不誠実な行為があることをいう。

(6) その他の不正行為等（第2第6号関係）

「その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。」とは、前各号に掲げるもののほか、対象業務の指名の日の直前に不正行為その他不誠実な行為があることをいう。

附 則

この運用基準は、令和3年12月28日から施行する。